

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年11月29日

公益財団法人

佐賀県スポーツ協会 会長 山口 祥義

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度（公財）佐賀県スポーツ協会広報誌SAGAスポーツピラミッド増刊号「S.unite 第5号」制作業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 別添仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月20日まで
- (4) 納品場所 佐賀県スポーツ協会及び県内全ての中学校・高等学校

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県の県内企業であること。

【県内企業の定義】

- ア 県内に本店を有する者
 - イ 県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者
- (2) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち、印刷類に係る入札参加資格を有する者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
 - (6) 過去5年間に国又は地方公共団体、民間企業等との間において、当該契約と同種同規模の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
 - (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）に関係資料（様式2・3）を添付のうえ、令和6年12月4日（水）までの間（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に定める休日を除く。）の9時から17時までに下記の提出先に持参又は郵送してください。（期限必着）

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 入札参加資格確認申請書及び関係資料

ア 入札参加資格確認申請書（様式1号）

イ 営業概要書（様式2号）

ウ 同種業務の履行実績調書（様式3号）

(2) 提出先（担当部署）

郵便番号 849-0923 佐賀市日の出二丁目1-11

公益財団法人佐賀県スポーツ協会 団体支援課

電話 0952-30-7716

FAX 0952-30-7708

E-mail info@sagaken-sports.com

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を通知します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年12月5日（木）までに通知します。

5 仕様書等に対する質問書の受付等

公告内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和6年12月2日

(月) 16時までに8の電子メールアドレスへ送信してください。

回答は、令和6年12月3日(火)までに公益財団法人佐賀県スポーツ協会ホームページに掲載、又は入札参加資格確認申請書を提出した者すべてに電子メールにて送付します。

6 入札書の提出場所等

(1) 問い合わせ先

3(2)に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法及び交付期間

公告の日から令和6年12月4日(水)まで公益財団法人佐賀県スポーツ協会のホームページに掲載します。ダウンロードして入手してください。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札方法及び開札の日時並びに場所

ア 入札方法 持参又は郵送による入札

〔入札書の郵送は、書留郵便とし、入札期限までに3の担当部署必着とします。提出期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、二重封筒とし、内封筒には、『事業名 令和6年度(公財)佐賀県スポーツ協会広報誌SAGAスポーツピラミッド増刊号「S.unite第5号」制作業務委託』、『宛先 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 団体支援課』、『入札参加者名(商号、住所及び連絡先(電話番号・FAX番号))』を記入してください。外封筒には、「入札書在中」と朱書きしてください。〕

イ 入札期限 令和6年12月10日(火) 16時

ウ 開札日時 令和6年12月10日(火) 16時

エ 開札場所 佐賀県スポーツ会館 2階 中会議室

佐賀市日の出二丁目1-11 (TEL0952-30-7716)

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本協会職員を立ち合わせて行います。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定に準じ免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号に準じ免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 一人で二以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

① 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本協会職員にくじを引かせるものとします。

② 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行います。

③ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に準じ、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(7) 個人情報保護

契約を締結した場合、業務受託者は、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。）及び「個人情報取扱特記事項（別紙）」を遵守するものとし、受託業務に従事する者又は、従事していた者が、当該受託業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、条例上の罰則規定（第44条及び第45条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第47条）に基づき処罰されることがあります。

(8) その他の事項

ア 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはいけません。

イ 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。

ウ 談合情報どおりの開札結果になった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとします。

エ 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐賀県財務規則の定めるところによります。